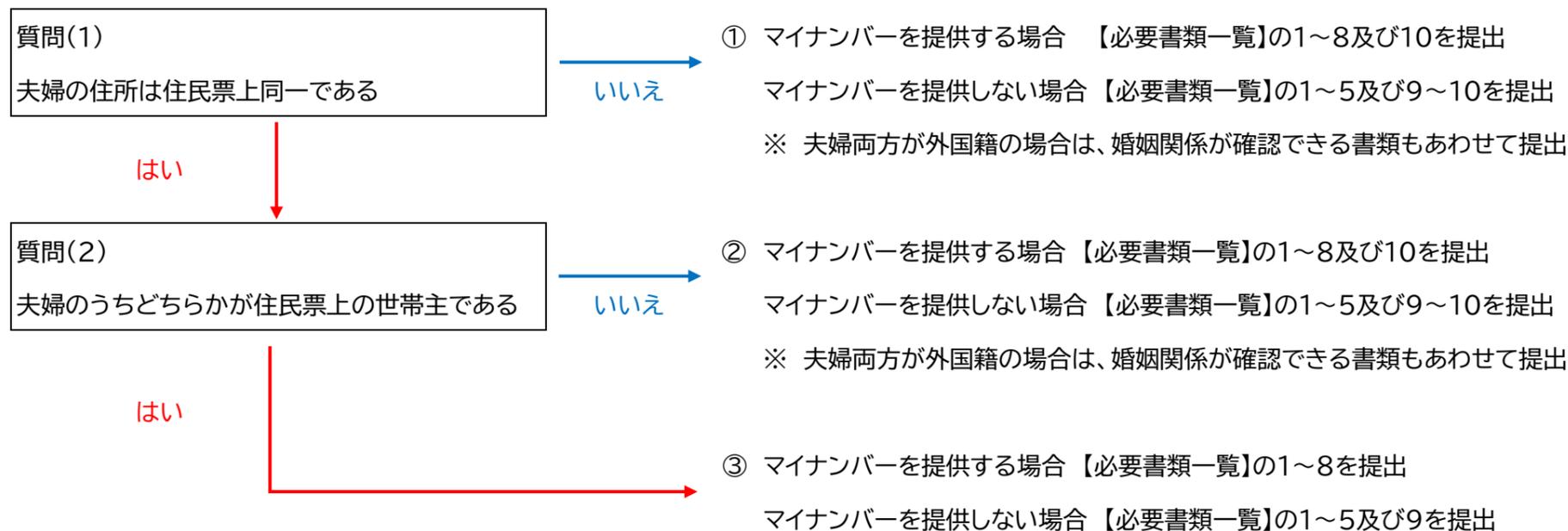


【必要書類フローチャート】



※事実婚の場合 【必要書類一覧】の1～5及び11～13を提出

【必要書類一覧】

必要書類		申請項目	
1	申請書 ※1	・佐賀県不育症治療支援事業申請書(様式1号) *太枠内のみ申請者が記入する。	
2	受診等証明書 ※1	・佐賀県不育症治療支援事業に係る受診等証明書(様式2号) *医師が記入する。	
3	領収書(原本)	・領収書の額(助成対象外検査費・治療費等を除く)が受診等証明書に記載の額と一致する。 ・可能な限り、治療内容等のわかる明細書を添付する。	
4	印鑑	・認印可(記載不備があったときのため)	
5	預金通帳又はそのコピー	・助成金の振込先の通帳	
6	個人番号利用目的同意書兼 個人番号提供書	・マイナンバーを提供される場合のみ、下記7・8の書類を添えて提出する。 ・夫婦のうち一方のみ、もしくは夫婦以外の方が申請に来所される場合は委任状欄も必ず記載する。	
7	夫婦のマイナンバーカードもしくは 通知カード	<ul style="list-style-type: none"> ・(夫婦両方が申請に来所される場合) 夫婦両方のマイナンバーカードの原本、もしくは通知カードの原本 ・(夫婦のうち一方のみが申請に来所される場合) 来所される方のマイナンバーカードの原本、もしくは通知カードの原本 及び 来所されない方のマイナンバーカードの原本又はその写し、もしくは通知カードの原本又はその写し ・(夫婦以外の方が来所される場合) 夫婦両方のマイナンバーカードの原本又はその写し、もしくは通知カードの原本又はその写し 	
8	来所者の身元確認ができる書類	・マイナンバーカード、運転免許証、旅券 など	
9	住民票謄本(原本)	住所及び婚姻関係 の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・続柄、筆頭者の記載があるもの ・交付日より3か月以内のもの ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
10	戸籍謄本(原本)	婚姻関係の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日より3か月以内のもの ・夫婦の婚姻関係が確認できるもの ・外国籍のため戸籍謄本の提出ができない場合 …婚姻関係が確認できる書類(婚姻要件具備証明書等)を提出する。
11	事実婚関係に関する申立書	事実婚関係の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事実婚関係に関する申立書(様式1-1号) ・両人がそれぞれ記載する。 ・両人が別世帯となっている場合は「別世帯となっている理由」をあわせて記載する。
12	両人の戸籍謄本	重婚でないかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日より3か月以内のもの ・外国籍のため戸籍謄本の提出ができない場合 …婚姻関係が確認できる書類(婚姻要件具備証明書等)を提出する。
13	両人の住民票謄本	同一世帯の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日より3か月以内のもの ・両人が別世帯の場合はそれぞれの住民票抄本もしくは住民票謄本を提出する。 ・マイナンバーを提供することにより、住民票の提出を省略できる。 省略される場合は上記6～8の書類を提出する。

※1 1回の治療ごとに申請書、受診等証明書が必要です。複数の申請をまとめて提出する場合は5～13は1部で結構です。

【個人番号の通知カードについて】

通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の変更を行うべき事由が発生していない場合、もしくは、変更事由があったが令和2年(2020年)5月24日までに変更手続きが取られており、令和2年(2020年)5月25日以降に変更事由が発生していない場合は番号確認書類として使用できます。それ以外は住民票の写し又は住民票記載事項証明書等による番号確認が必要となります。なお、通知カードに代わって発行される「個人番号通知書」は番号確認書類や身元確認書類としての利用はできません。